

証券コード 3620
平成25年 6 月11日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社デジタルハーツ
代表取締役 社 長 宮 澤 栄 一

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年 6 月26日（水曜日）午後 6 時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年 6 月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 2 号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階「天平」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第12期（平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 剰余金の処分の件
 - 第 2 号議案 株式移転による完全親会社設立の件
 - 第 3 号議案 取締役 9 名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.digitalhearts.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、震災からの復興需要を背景に緩やかな景気回復の兆しがみられるなか、政権交代に伴う金融緩和をはじめとした各種経済政策への期待感が高まり、消費者マインドの持ち直しが一部で見られたものの、雇用や設備投資の増加を伴う本格的な回復までには至らず、企業を取り巻く経済環境は、依然として先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの関連市場であるソフトウェア、コンテンツ市場においては、デジタル製品の多様化および開発期間の短期化により不具合の発生リスクが増加する一方、ユーザーの品質に対する強いニーズは一層の高まりを見せております。

このため、当社グループの主な顧客企業であるメーカーや開発会社は、高品質かつスピーディな開発需要を背景に、発売までの限られた期間において十分に不具合を検出することが必要不可欠となっており、デバッグ工程のアウトソーシングが拡大する傾向にあります。

このような状況のもと、当社グループでは、発売前のソフトウェアおよびコンテンツを対象に、消費者的視点による動作テストを通じて不具合を検出し、顧客企業にその不具合を報告する「ユーザーデバッグサービス」を中心としたサービスを提供しており、国内外で増加傾向にあるユーザーデバッグ需要および多様化する顧客ニーズに対応したサービス展開に注力してまいりました。

その取り組みとして、デバッグ事業では、スマートフォンやタブレット端末の普及により、プラットフォームの垣根を越えたコンテンツ開発が加速したことを受け、顧客企業の事業領域の拡大に付随して新たに発生したデバッグニーズの取り込みに注力してまいりました。

また、これら拡大傾向にあるデバッグニーズに対応するため、浅草および札幌に新たなLab. (ラボ) を設立するとともに、海外においても米国および韓国を中心に拠点の充実を図り、拠点数を19拠点(うち海外5拠点)へと拡大するなど、受注体制の強化および人材の確保に努めてまいりました。加えて、拠点の拡大に伴い職業意識および技能スキルの向上を目的とした社内教育にも積極的に取り組み、提供サービスの品質の維持および向上に取り組んでまいりました。

さらに、平成24年11月には、日本最大級の総合ゲームサイト「4Gamer.net」を運営しているAetas株式会社を株式取得により子会社化し、新たにメディア事業を展開するとともに、前連結会計年度に設立した連結子会社である株式会社G＆Dにおける開発アウトソーシング事業を推進するなど、新規事業の拡大にも積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当社グループ間の連携強化が奏功し、当連結会計年度の売上高は、6,885,950千円(前期比27.8%増)、営業利益は994,184千円(前期比19.2%増)、経常利益は996,503千円(前期比23.5%増)、当期純利益は579,513千円(前期比31.5%増)となりました。

■連結業績

	前期 平成24年3月期	当期 平成25年3月期	増減率
売上高	5,386,259千円	6,885,950千円	27.8%
営業利益	833,913千円	994,184千円	19.2%
経常利益	806,903千円	996,503千円	23.5%
当期純利益	440,771千円	579,513千円	31.5%

なお、当連結会計年度の第3四半期からAetas株式会社を連結の範囲に含めたことにより、報告セグメントを、従来の「デバッグ事業」に「メディア事業」を加えた2つに変更するとともに、報告セグメントに含まれない事業セグメントを「その他」として区分しております。

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高については、セグメント間の内部売上高または振替高を含めて記載しており、セグメント利益は営業利益ベースとなっております。また、当連結会計年度の報告セグメントの変更に伴い、セグメント業績の前期比較は、前期数値を変更後の報告セグメントに組み替えて行っております。

(1)デバッグ事業 売上高6,381,419千円、セグメント利益1,741,921千円

当セグメントにおいては、顧客企業が求める、不具合のない高品質な製品の開発に貢献すべく、製品の品質保持および品質向上に必要な不可欠な最終チェックであるデバッグ工程のアウトソーシングサービスを提供しております。

①デバッグ事業：コンシューマゲームリレーション 売上高2,684,513千円

日本国内のコンシューマゲーム市場におきましては、新型ハード「Wii U™」が発売されたものの、市場全体における販売タイトル数は減少し、当連結会計年度のゲームソフトの販売市場は前期比98.8%(平成25年3月末時点、エンターブレイン調べ)となりました。

このような状況のもと、前連結会計年度に大手顧客企業との取引拡大を実現し、大きく成長した当リレーションでは、引き続き既存顧客との関係強化に注力するとともに、年間を通じてデバッグニーズが安定しているオンラインゲームやアーケードゲーム等の受注獲得に向けた営業活動をより一層推進してまいりました。

また、国内市場と比較して3倍以上の市場規模を有している北米コンシューマゲーム市場でのデバッグニーズを取り込むために、DIGITAL Hearts USA Inc.では、今後のデバッグニーズの拡大に備え、拠点の移転・拡張を行うなど受注体制の強化に努めるとともに、新規顧客の開拓に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度のデバッグ事業のうちコンシューマゲームリレーションの売上高は前期とほぼ同水準の2,684,513千円(前期比0.9%減)となりました。

②デバッグ事業：デジタルソリューションリレーション 売上高1,945,095千円

日本国内のソーシャルゲーム市場は、平成25年には4,256億円にまで達すると予想されており(株式会社矢野経済研究所調べ)、ゲーム分野の新たな産業になるとともに、スマートフォンやスマートタブレットの世界的な普及により、今後も引き続き世界規模での成長が見込まれています。

このような状況のもと、当社グループでは、高い成長が見込まれるソーシャルゲームやスマートフォン向けコンテンツのデバッグサービスを提供している当リレーションを、コンシューマゲームリレーションに次ぐ新たな柱とすべく、顧客ニーズを捉えた提案営業に努め、大手顧客企業からのアウトソーシング比率の上昇に注力してまいりました。

また、従来からコンシューマゲーム分野で取引関係のある顧客企業各社がソーシャルゲーム領域にも本格参入していることから、当社グループでは、コンシューマゲームリレーションで培った顧客基盤を活かし、営業情報を共有した受注活動に努めてまいりました。

このため、それらの営業活動が奏功し、リピート率が高く継続的にデバッグニーズが発生する運営型のソーシャルゲームタイトルの受注が好調に推移し業績に大きく寄与しました。

さらに、スマートフォンやスマートタブレット等、個人所有端末の業務利用が一層進み、社内システムと連携させる企業が増加傾向にあることを受け、前連結会計年度より本格的に取り組んでいるビジネスアプリをはじめとしたシステム検証の実績を活かし、新分野における顧客開拓にも注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度のデバッグ事業のうちデジタルソリューションリレーションの売上高は1,945,095千円(前期比71.4%増)と前期を大幅に上回り大きく成長を遂げました。

③デバッグ事業：アミューズメントリレーション 売上高1,751,811千円

日本国内の遊技機業界では、パチンコの新台入替が低調であったものの、パチンコ遊技機開発においては、引き続きゲーム性および演出の多様化が進みました。

また、パチスロは、稼働回復や設置台数の増加等、市場の活性化により開発も活発化しております。

このような状況のもと、デバッグ工程のアウトソーシングが普及しつつある当リレーションでは、シェアの維持および拡大のため、開発の上流工程と連動した効率的なデバッグ体制を強化するなど、提供サービスの品質向上に努めるとともに、デバッグに関連するサービスの拡充を推進し、顧客ニーズを的確に捉えた付加価値の高いサービスの提供に注力してまいりました。

また、好況であるパチスロ市場において、さらなるデバッグニーズの取り込みに注力すべく、これまでのノウハウを活かした企画提案を積極的に推進するなど、より一層の営業活動に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度のデバッグ事業のうちアミューズメントリレーションの売上高は1,751,811千円(前期比14.5%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度のデバッグ事業の売上高は6,381,419千円(前期比18.7%増)、セグメント利益は1,741,921千円(前期比14.4%増)となりました。

(2) メディア事業 売上高175,435千円、セグメント利益27,803千円

当社グループは、多様な収益源の確保を目的としてデバッグ事業を基軸としつつ、幅広いビジネス展開を積極的に行うため、平成24年11月にはAetas株式会社の全株式を取得し子会社化いたしました。

これに伴い、当連結会計年度の第3四半期より同社が運営する日本最大級の総合ゲームサイト「4Gamer.net」を通じたメディア事業を展開し、当社グループのさらなる収益基盤拡大に取り組んでまいりました。

当事業では独自の取材によるユーザーに対する強力な情報配信力を基盤とし、顧客企業のプロモーション活動支援サービスの提供に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は175,435千円、セグメント利益は27,803千円となりました。

なお、同社の子会社化に伴い発生したのれん償却費25,162千円については当セグメントに計上しております。

(3) その他の事業 売上高345,501千円、セグメント損失△99,226千円

当社グループでは、多様な収益源を確保することにより安定的な事業の成長を図るべく、新しいマーケットへの参入や事業ノウハウを活用した新規事業の開発に積極的に取り組んでおります。

平成24年3月に事業を開始した「開発アウトソーシング事業」では、連結子会社である株式会社G&Dを通じて、デバッグ工程よりも上流工程にあたるゲーム開発のサポートを行っており、海外拠点と連携したコンテンツ制作等において着実な実績を積むなど事業の拡大と収益確保に向けた取り組みを積極的に推進し、実質的な初年度である当連結会計年度から黒字化を実現いたしました。

一方で、新たな市場開拓を見越して展開している「3Dコンテンツ制作事業」では、連結子会社である株式会社デジタルハーツ・ビジュアルを中心として技術力の向上および営業活動に取り組んでまいりました。しかしながら、3D映画産業の低迷等による環境変化の影響を受けたため、当初見込んでいた3D映画関連業務の受注が伸び悩むなか、その技術をコンピュータ処理により特殊な映像効果を表現するVFXサービスの提供に利用する等の施策を講じてまいりました。

その他、不具合情報のポータルサイトを運営する「Fuguai.com事業」、クリエイターの育成支援を行う「デジタルハーツ・クリエイターズ・ネットワーク事業」は、当社を中心に、顧客企業およびユーザーが求めるサービスを創造し、独自のソリューションを提案することで付加価値の高いサービスの提供に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度のその他の事業の売上高は345,501千円、セグメント損失は△99,226千円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額はリースを含めて199,211千円となりました。その主なものは以下のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に取得した主要設備

案件受注増加への対応やテスター人員の安定的確保等を目的として、浅草Lab. (ラボ)および札幌第2Lab. (ラボ)を開設したことにより、建物に19,988千円の設備投資を行っております。

さらに多様化する顧客ニーズに対応したサービス拡充の観点から、デバッグ機材等の充実を図るため、工具、器具及び備品に60,066千円の設備投資を実施しております。また、情報セキュリティのさらなる強化と業務効率の向上を目的として社内管理システムの整備充実を図るため、工具、器具及び備品に12,906千円、ソフトウェアに18,880千円の設備投資を実施いたしました。

(2) 当連結会計年度中において継続中の主要な設備の新設、拡充

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、Aetas株式会社の株式取得資金として、金融機関より短期借入金として1,000,000千円の調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成24年11月30日付けでAetas株式会社の全株式を801,809千円で取得し、連結子会社といたしました。これは同社が有するゲームユーザーに対する強力な情報発信力と、当社のデバッグノウハウとの融合により、当社グループの新たな事業展開の基盤とすることが可能であると判断したためであります。

8. 対処すべき課題

当社グループの関連市場であるソフトウェア、コンテンツ市場では、情報通信のデジタル化や先進技術の進展に伴うスマートフォンやタブレット端末の普及等、マーケットの状況は急速に変化しており、製品やサービスのマルチプラットフォーム化およびグローバル化はますます加速しております。

このため、当社の顧客企業においては、品質および企画力における優位性の確保ならびに収益力向上のための業務プロセスの効率化をより重視する傾向にあり、ユーザーデバッグ需要に加え、コンサルティングや運用サポート等の需要が拡大しております。

このような環境下において、当社グループは以下のような点に留意し経営活動に取り組んでまいります。

(1) 人材の確保および育成

当社グループの主力サービスであるユーザーデバッグは、原則として当社グループで採用し、教育研修した人材によって、顧客企業へ提供いたしております。そのため、顧客企業からの多岐にわたる急な依頼にもスピーディに対応することが可能であり、この点を営業上の強みとしております。このようなサービス提供を維持するためには、一定のデバッグスキルを持つ人材を常時確保していることが経営上の重要な課題であると認識しております。

当社では、人材確保を目的としたLab. (ラボ)の戦略的な全国展開や、デバッグ要員の持つスキルに対する適切な評価制度(スキル評価制度)の採用、社員登用制度の採用等を通じて、優秀な人材基盤の構築に継続的に取り組んでまいります。また、海外子会社においては、デバッグに関する豊富な経験と高いスキルを持つ人員を当社から指導員として派遣し、現地のテスト作業人員の教育研修活動を実施することで、グローバルなデバッグサービスの運営体制の基盤強化を図ってまいります。

(2) ユーザーデバッグサービスの付加価値向上について

当社グループは、関連市場を取り巻く環境変化の動向を踏まえて、常に顧客ニーズにスピーディかつタイムリーに対応した付加価値の高い高品質なサービスを提供できる柔軟な事業組織を整備することが経営上の重要な課題であると認識しております。

そのため、ユーザーデバッグサービスにおいては、優秀な人材の確保と育成に加え、特に高スキルを持つ人員の戦略的投入を可能とするマネジメントの実施により、継続的な品質向上を図ってまいります。

また、グループネットワークを活かし、マーケティング、プロモーション、コンサルティング等の多様化する顧客ニーズに対応した複数のサービスを一貫してワンストップで提供することで、サービスの付加価値向上に取り組んでまいります。

(3) ターゲット領域の拡大について

当社グループは、コンシューマゲーム、デジタルソリューションおよびアミューズメントの分野において、ユーザー目線による独自のデバッグサービスを提供してまいりました。

そのため、当社グループの事業収益の大部分は、デバッグ事業に依存しており、その中でも特定の娯楽産業の市場動向に大きく依存する傾向にあり、このような特定分野および事業

への過度の依存を回避することが経営上の重要な課題であると認識しております。

当社グループは既存事業のノウハウを活用し、業務システム検証等の新たな分野の開拓に積極的に取り組んでまいりましたが、今後も引き続き、デバッグ工程のアウトソース化が見込まれるさまざまな分野において、ユーザーデバッグサービスの提供と、関連する周辺サービスの提供を行ってまいります。

(4) サービスの海外展開について

当社グループは、海外へのサービス展開も長期持続的な成長を遂げていくためには取り組まねばならない経営上の重要な課題であると認識しております。

そのため、当社グループでは、北米、アジア地域に海外子会社を3社設立する等、長期持続的な成長に向けた海外事業基盤の構築に努めてまいりました。今後も、高い収益性と成長性が期待される市場に対してコスト競争力に優れたサービスを提供することを基本方針とし、当社グループの事業運営をグローバルに推進いたします。

(5) 新規事業の推進について

当社グループでは、ユーザーデバッグサービスの提供を収益の軸としつつも多様な収益源による安定的な成長を遂げていくためには、新規事業を推進することも経営上の重要な課題であると認識しております。

そのため、新たなマーケットの開拓を推進するべく、平成24年11月には日本最大級の総合ゲームサイト「4Gamer.net」の運営を行うAetas株式会社を子会社化し、当社グループの事業に「メディア事業」を加え、親和性が高いコンシューマゲーム市場における新規サービスの創出に取り組むとともに、株式会社G&Dを中心に開発アウトソーシング事業等の展開を積極的に進めてまいりました。今後もこのような新規事業の推進やマーケットの創出に注力するとともに、多様な収益源による安定的な事業ポートフォリオの形成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

9. 財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第11期 平成24年3月期	第12期 (当連結会計年度) 平成25年3月期
売 上 高 (千円)	5,386,259	6,885,950
経 常 利 益 (千円)	806,903	996,503
当 期 純 利 益 (千円)	440,771	579,513
1株当たり当期純利益 (円)	38.04	49.95
総 資 産 (千円)	3,159,896	4,861,199
純 資 産 (千円)	2,266,492	2,786,968
1株当たり純資産額 (円)	193.37	237.12

- (注) 1. 第11期より連結計算書類を作成しているため、第10期(平成23年3月期)以前については記載していません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成24年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成24年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第11期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 当社の財産および損益の状況

区 分	第9期 平成22年3月期	第10期 平成23年3月期	第11期 平成24年3月期	第12期 (当事業年度) 平成25年3月期
売 上 高 (千円)	3,416,326	3,957,718	5,383,731	6,343,152
経 常 利 益 (千円)	526,164	495,133	863,154	1,098,428
当 期 純 利 益 (千円)	306,319	278,626	493,943	634,359
1株当たり当期純利益 (円)	5,303.32	4,820.11	42.63	54.68
総 資 産 (千円)	1,949,842	2,343,073	3,162,948	4,776,049
純 資 産 (千円)	1,598,786	1,848,216	2,298,675	2,847,403
1株当たり純資産額 (円)	27,671.68	31,929.10	198.23	245.09

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成24年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成24年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第11期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については小数点第3位を四捨五入して表示しております。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
DIGITAL Hearts Korea Co., Ltd.	1,000百万韓国ウォン	100.0%	デバッグ事業 その他
DIGITAL Hearts USA Inc.	1,559千米ドル	100.0%	デバッグ事業
DIGITAL Hearts(Thailand)Co., Ltd.	6百万タイバーツ	49.0%	デバッグ事業 その他
株式会社G & D	50百万円	61.7%	その他
株式会社デジタルハーツ・ビジュアル	90百万円	100.0%	その他
Aetas株式会社	89百万円	100.0%	メディア事業

- (注) 1. DIGITAL Hearts USA Inc.は、平成24年9月18日に859千米ドルの増資を行っております。
2. DIGITAL Hearts(Thailand)Co., Ltd.は、当社の議決権比率が100分の50以下であります、実質的に支配しているため、連結子会社としております。
3. 株式会社デジタルハーツ・ビジュアルは、平成24年5月21日に設立しており、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
4. Aetas株式会社は、当社が平成24年11月30日付けで全株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

11. 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

事業	主要サービス
デバッグ事業	・主に家庭用ゲームやオンラインゲーム等を対象としたコンシューマゲーム分野 ・主にソーシャルゲームやスマートフォン向けアプリ等のモバイルコンテンツ等を対象としたデジタルソリューション分野 ・主にパチンコやパチスロを対象としたアミューズメント分野 上記分野におけるデバッグ工程のアウトソーシングサービスおよびその関連サービス
メディア事業	総合ゲーム情報サイト「4Gamer.net」の運営を通じたプロモーション活動支援サービス等
その他	・ゲームの開発工程のアウトソーシングサービス ・3Dコンテンツ等の映像制作サービス ・「Fuguai.com」サイトの運営を通じたサービス

- (注) 当連結会計年度より、Aetas株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としたことに伴い、新たに「メディア事業」を開始しております。

12. 主要な事業所等（平成25年3月31日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 新 宿 区
笹 塚 L a b . (ラ ボ)	東 京 都 渋谷 区
名 古 屋 L a b . (ラ ボ)	愛 知 県 名 古 屋 市 中 村 区
大 阪 L a b . (ラ ボ)	大 阪 府 大 阪 市 淀 川 区
札 幌 L a b . (ラ ボ)	北 海 道 札 幌 市 中 央 区
上 野 L a b . (ラ ボ)	東 京 都 台 東 区
横 浜 L a b . (ラ ボ)	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
福 岡 L a b . (ラ ボ)	福 岡 県 福 岡 市 中 央 区
京 都 L a b . (ラ ボ)	京 都 府 京 都 市 南 区
浅 草 L a b . (ラ ボ)	東 京 都 台 東 区

(2) 子会社

名 称	所 在 地
DIGITAL Hearts Korea Co., Ltd.	韓 国 ソ ウ ル 市
DIGITAL Hearts USA Inc.	米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州
DIGITAL Hearts(Thailand)Co., Ltd.	タ イ 王 国 バ ン コ ク 都
株 式 会 社 G & D	東 京 都 新 宿 区
株式会社デジタルハーツ・ビジュアル	東 京 都 新 宿 区
A e t a s 株 式 会 社	東 京 都 港 区

13. 従業員の状況（平成25年 3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
デバッグ事業	130 [1,449]	10 [210]
メディア事業	22 [7]	22 [7]
その他	22 [9]	4 [△14]
全社(共通)	42 [27]	4 [19]
合計	216 [1,492]	40 [222]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員を記載しております。
3. 臨時従業員には常用のアルバイトおよび派遣社員を含んでおります。
4. 当連結会計年度より、Aetas株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としたことに伴い、新たに「メディア事業」を報告セグメントに加えております。
5. 前連結会計年度末に比べ臨時従業員数が222名増加しておりますが、これは主にデバッグ事業の事業拡大によるものであります。
6. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。

(2) 当社の従業員数

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
161 [1,452]	4 [226]	34.0	4.6

セグメントの名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
デバッグ事業	121 [1,430]	3 [214]
その他	— [1]	△2 [△3]
全社(共通)	40 [21]	3 [15]
合計	161 [1,452]	4 [226]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員を記載しております。
3. 臨時従業員には常用のアルバイトおよび派遣社員を含んでおります。
4. 前事業年度末に比べ臨時従業員数が226名増加しておりますが、これは主にデバッグ事業の事業拡大によるものであります。
5. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。
6. 平均年齢および平均勤続年数の計算には臨時従業員を含めておりません。なお、平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を四捨五入しております。

14. 主要な借入先（平成25年 3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	800,000千円
株式会社りそな銀行	200,000千円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

- (1) 当連結会計年度において、新たに2社を連結子会社に加えております。詳細は「10. 重要な親会社および子会社の状況」に記載しております。
- (2) 当社は、平成24年5月25日開催の取締役会決議により、平成24年7月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割するとともに単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成25年 3 月31日現在）

1. 発行可能株式総数 38,400,000株

2. 発行済株式の総数 11,617,800株

(注) 1. 平成24年 7 月 1 日付けの株式分割および平成24年10月 1 日付けの株式分割により、発行済株式の総数は、11,542,995株増加いたしました。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が16,824株増加しております。

3. 株主数 6,165名

4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮 澤 栄 一	5,780,000株	49.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	905,800株	7.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	546,600株	4.70%
ステート ストリート バンク アンド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 505041	260,000株	2.23%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	256,700株	2.20%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	184,000株	1.58%
川 口 兼 一 郎	120,000株	1.03%
若 狭 泰 之	120,000株	1.03%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	114,000株	0.98%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	111,800株	0.96%

(注) 1. 当社は、自己株式を保有しておりません。

2. 三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者から、平成25年 4 月19日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年 4 月15日現在次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	167,500株	1.44%
日興アセットマネジメント株式会社	256,100株	2.21%
合 計	423,600株	3.65%

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

(1) 新株予約権等の内容の概要

発行回次 (発行日)	新株 予約権 の数	新株予約権の目的 となる株式の種類 および数	発行 価額	新株予約権の行使時 の1株当たりの払込 金額	新株予約権を行使 することができる 期間
第1回新株予約権 (平成18年3月20日)	270個	当社普通株式 324,000株	無償	14円	平成20年4月1日から 平成26年3月31日まで
第2回新株予約権 (平成18年10月30日)	3個	当社普通株式 3,600株	無償	192円	平成20年11月1日から 平成26年10月31日まで

(注) 1. 下記の株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類および数」および「新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額」が調整されております。

平成18年12月14日付 1株を2株とする株式分割

平成20年10月1日付 1株を3株とする株式分割

平成24年7月1日付 1株を100株とする株式分割

平成24年10月1日付 1株を2株とする株式分割

2. 上記の各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりとなっております。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役の任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当社役員が保有する新株予約権等の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、以下のとおりです。

区 分	発行回次	新株予約権の数	新株予約権の目的 となる株式の種類 および数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	200個	当社普通株式 240,000株	2名

(注) 監査役が保有する新株予約権等はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(平成25年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 澤 栄 一	CEO
専 務 取 締 役	中 野 剛	財務経理本部・人事総務本部管掌
常 務 取 締 役	河 野 亮	ゲームコンテンツ事業本部・アミューズメント事業本部・ ビジネスソリューション事業本部管掌 DIGITAL Hearts(Thailand)Co.,Ltd. 社長
取 締 役	川 口 兼一郎	社長室管掌
取 締 役	若 狭 泰 之	
取 締 役	村 兼 躍	株式会社デジタルハーツ・ビジュアル代表取締役社長
取 締 役	平 寛 仁	事業推進室管掌
取 締 役	笠 間 信一郎	株式会社G&D代表取締役社長
取 締 役	山 本 純	DIGITAL Hearts USA Inc. 社長 CEO
常 勤 監 査 役	伊 達 将 英	
監 査 役	寺 尾 幸 治	みなと協和法律事務所 弁護士
監 査 役	高 井 峰 雄	
監 査 役	二 川 敏 文	

- (注) 1. 監査役寺尾幸治氏、高井峰雄氏および二川敏文氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役伊達将英氏は当社内の管理部門で経理経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役高井峰雄氏および二川敏文氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成24年6月26日開催の第11回定時株主総会において、平寛仁氏、笠間信一郎氏および山本純氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 当事業年度中に生じた会社役員の地位および担当の異動については以下のとおりであります。

(平成24年4月1日付)

氏 名	新役名および職名	旧役名および職名
中 野 剛	専務取締役 財務経理本部・人事総務本部管掌	専務取締役 管理本部管掌
河 野 亮	常務取締役 ゲームコンテンツ事業本部・アミューズメント事業本部・ビジネスソリューション事業本部管掌	取締役 コンシューマゲーム事業本部・アミューズメント事業本部・デジタルソリューション事業本部・Fuguai.com事業本部管掌

(平成24年6月1日付)

氏 名	新役名および職名	旧役名および職名
村 兼 躍	取締役	取締役 3D事業本部長

(平成24年 6月26日付)

氏 名	新役名および職名	旧役名および職名
平 寛 仁	取締役 事業推進室管掌	執行役員 アミューズメント事業本部長
笠 間 信一郎	取締役	社長室長
山 本 純	取締役	

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (一)	116,179千円 (一千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	15,480千円 (9,000千円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (3名)	131,659千円 (9,000千円)

- (注) 1. 役員の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針は特に定めておりませんが、職責等を勘案して決定しております。
2. 取締役および監査役の報酬構成は、定額の月額報酬である基本報酬のみから構成されております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成24年 6月26日開催の第11回定時株主総会において報酬の総額を月額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年 3月30日開催の臨時株主総会において報酬の総額を月額2,000千円以内と決議いただいております。
5. 当社には社外取締役はおりません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	寺 尾 幸 治	当事業年度開催の取締役会には28回中28回、監査役会には12回中12回出席し、弁護士としての専門的見地により、主にコーポレートガバナンス等の観点から意見を述べております。
社 外 監 査 役	高 井 峰 雄	当事業年度開催の取締役会には28回中28回、監査役会には12回中12回出席し、金融機関での勤務を通じて培った知見等をもとに、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社 外 監 査 役	二 川 敏 文	当事業年度開催の取締役会には28回中28回、監査役会には12回中12回出席し、金融機関での勤務を通じて培った知見等をもとに、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,950千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,950千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の会計監査人に対する監査報酬の決定方針について、特に定めはありませんが、監査日数および業務の内容等を総合的に勘案し決定しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるDIGITAL Hearts(Thailand)Co.,Ltd. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による監査を受けております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は平成20年6月25日開催の第7回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社は会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と会社法第427条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。当該契約の内容の概要は以下のとおりであります。

受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 現に受けている業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

8. 過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

9. 辞任した会計監査人または解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款はもとより社会規範、企業倫理、社内規程に適合することを確保し、適正かつ健全に遂行されるためのコンプライアンス体制を構築する。

代表取締役社長、内部監査室および管理部門は、コンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努め、コンプライアンス体制の強化を図るものとする。

また、監査役は、コンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、法令等の違反の抑制、防止に寄与するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、法令および社内規程に従い、適切に保存、管理する。

また、取締役および監査役から閲覧の要請があった場合には、すみやかに閲覧に供することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を及ぼすおそれのあるリスクについては、リスクマネジメント規程に基づき関連部門において防止活動を実施するとともに、組織横断的なリスクについては経営会議等において対処方針を検討するものとする。

なお、重大なリスクが顕在化した場合には、代表取締役社長または代表取締役社長が指名する部門責任者を対応責任者とする緊急対策チームを設置し、適時、適切に対応策を講じるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

毎月1回、定例の取締役会を開催し、重要事項の審議および決定を行うとともに、経営活動の適正化、効率化の観点から、必要に応じて随時取締役会を開催し、取締役会の機能強化を図るものとする。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、同規程および法令等に基づき子会社の状況に応じて適切な管理、指導等を行うものとする。

また、当社は、原則として各子会社に役員を派遣するとともに、当社の監査役は、当社グループ全体の監査を適切に実施するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、各取締役との協議の上、専任または兼任による使用人を置くこととする。

また、補助使用人の職務については、取締役から独立性を確保するものとし、人事異動、人事考課等については、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議等当社の重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務の執行状況について報告を求めることができるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人および会計監査人と定期的に情報交換、意見交換を行い、相互に連携して監査を実施するものとする。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、法律に則して断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針とする。

管理部門を統括対応部門とし、不当要求防止責任者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条)を選任し、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備するとともに、役員および従業員等に対し、教育・研修等により関連法令、規則の内容を周知徹底することとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、適宜是正するとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保するものとする。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)をしておりますので、該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成25年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,607,705	流 動 負 債	2,055,021
現 金 及 び 預 金	2,184,673	短 期 借 入 金	1,000,000
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,273,746	リ ー ス 債 務	7,288
た な 卸 資 産	8,986	未 払 法 人 税 等	284,125
繰 延 税 金 資 産	58,791	賞 与 引 当 金	27,021
そ の 他	84,771	未 払 費 用	433,147
貸 倒 引 当 金	△3,262	そ の 他	303,438
固 定 資 産	1,253,494	固 定 負 債	19,209
有 形 固 定 資 産	262,811	リ ー ス 債 務	15,338
建 物	122,509	資 産 除 去 債 務	3,871
車 両 運 搬 具	9,337	負 債 合 計	2,074,230
工 具、器 具 及 び 備 品	118,088	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	12,876	株 主 資 本	2,736,111
無 形 固 定 資 産	608,873	資 本 金	274,167
の れ ん	503,250	資 本 剰 余 金	234,166
リ ー ス 資 産	5,501	利 益 剰 余 金	2,227,777
そ の 他	100,122	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	18,738
投 資 そ の 他 の 資 産	381,809	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,272
投 資 有 価 証 券	183,846	為 替 換 算 調 整 勘 定	15,465
繰 延 税 金 資 産	11,184	少 数 株 主 持 分	32,118
そ の 他	186,778	純 資 産 合 計	2,786,968
資 産 合 計	4,861,199	負 債 純 資 産 合 計	4,861,199

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		6,885,950
売 上 原 価		4,537,153
売 上 総 利 益		2,348,796
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,354,612
営 業 利 益		994,184
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	973	
受 取 配 当 金	1,054	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	29	
助 成 金 収 入	5,243	
そ の 他	5,228	12,529
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,590	
為 替 差 損	5,503	
そ の 他	117	10,211
経 常 利 益		996,503
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	22,183	22,183
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,275	1,275
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,017,411
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	447,186	
法 人 税 等 調 整 額	△16,644	430,542
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		586,868
少 数 株 主 利 益		7,355
当 期 純 利 益		579,513

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	272,949	232,949	1,741,048	2,246,947
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）	1,217	1,217		2,435
剰 余 金 の 配 当			△92,784	△92,784
当 期 純 利 益			579,513	579,513
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	1,217	1,217	486,729	489,164
当 期 末 残 高	274,167	234,166	2,227,777	2,736,111

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定		
当 期 首 残 高	△1,444	△3,107	24,097	2,266,492
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）				2,435
剰 余 金 の 配 当				△92,784
当 期 純 利 益				579,513
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,717	18,573	8,021	31,312
当 期 変 動 額 合 計	4,717	18,573	8,021	520,476
当 期 末 残 高	3,272	15,465	32,118	2,786,968

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数

6 社

② 主要な連結子会社の名称

DIGITAL Hearts Korea Co., Ltd.

DIGITAL Hearts USA Inc.

DIGITAL Hearts (Thailand) Co., Ltd.

株式会社G & D

株式会社デジタルハーツ・ビジュアル

Aetas株式会社

当連結会計年度より、株式会社デジタルハーツ・ビジュアルを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、Aetas株式会社の全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

a 満期保有目的の債券

取得原価によっております。

b その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ii) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 仕掛品

個別法

b 貯蔵品

先入先出法

② 重要な固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

(ii) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

(i) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(ii) のれんの償却に関する事項

7年間で均等償却しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

仕掛品	8,644千円
貯蔵品	341千円
合計	8,986千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	234,754千円
建物	81,460千円
車両運搬具	2,876千円
工具、器具及び備品	142,465千円
リース資産	7,952千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	57,981	11,559,819	—	11,617,800

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、以下のとおりであります。

平成24年7月1日付けの株式分割による増加	5,742,495株
平成24年10月1日付けの株式分割による増加	5,800,500株
新株予約権の権利行使による増加	16,824株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	57,981	1,000	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年11月2日 定時株主総会	普通株式	34,803	6	平成24年9月30日	平成24年12月6日

(注) 当社は、平成24年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	58,089	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(注) 当社は、平成24年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 327,600株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

(i) 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程等に基づき、顧客企業の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

(ii) 投資有価証券のその他有価証券のうち、投資事業有限責任組合への出資につきましては、主として国内の未上場企業への投資を行っているものであります。

未上場企業は一般に景気の動向の変動を受けやすく、経営資源にも限界があるため、組入れられた株式の発行企業の経営状況及び財務状況の変化に伴い、組合の投資収益に悪影響を及ぼすおそれがあり、ひいては出資元本を割り込むリスクがあります。

また、当該組合に対する出資の払い戻しは原則としてできず、組合員たる地位の譲渡にも制限があるため、当該出資は、流動性リスクに晒されております。

当社グループでは、当該組合が投下資本の増殖回収を図るという事業目的を適切に遂行しているかどうか、また、リスクが肥大化していないかどうかにつき、組合管理者の組合契約及び投資方針の遵守状況の定期的な把握とそれらの取締役会への報告を通じて、リスク管理を実施しております。

(iii) 投資有価証券のその他有価証券のうち証券投資信託受益証券は主に日本国債への投資を行っております。

当該証券投資信託受益証券は、価格変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、日本国債の信用力は高く信用リスクは僅少であると判断しており、また定期的に時価を入手することを通じてリスク管理を実施しております。

(iv) 営業債務であるリース債務(流動)、未払費用及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループではキャッシュ・フローの予

算管理等を通じて、当該リスクを軽減しております。

(v) 短期借入金 は支払利息の変動リスクに晒されておりますが、借入期間を短期間とすることにより金利変動に機動的に対応できるようにしています。また、流動性リスクにも晒されておりますが、(iv)と同様キャッシュ・フローの予算管理等を通じて、当該リスクを軽減しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末現在(平成25年3月31日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりとなっております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	2,184,673	2,184,673	—
②受取手形及び売掛金 ※1	1,270,488	1,270,488	—
③投資有価証券			
其他有価証券	100,254	100,254	—
④短期借入金	(1,000,000)	(1,000,000)	—
⑤リース債務(流動)	(7,288)	(7,288)	—
⑥未払費用	(433,147)	(433,147)	—
⑦未払法人税等	(284,125)	(284,125)	—
⑧リース債務(固定)	(15,338)	(15,338)	—

(※1) 受取手形及び売掛金につきましては、貸倒引当金を控除しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券のうちその他有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、当連結会計年度中に売却したその他有価証券はありません。

④短期借入金、⑤リース債務(流動)、⑥未払費用、⑦未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧リース債務(固定)

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合への出資	83,591

(注) 当該投資事業有限責任組合への出資につきましては、市場価格がなく、当該組合財産に未上場企業が発行した株式等が含まれており、時価を把握することが極めて困難と認められるため「③投資有価証券」には含まれておりません。また当該投資事業有限責任組合への出資には、当該投資事業組合が保有する「その他有価証券」に対する時価評価額(持分相当額 4,709千円)を含んでおります。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,184,673	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,270,488	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期がある もの(投資事業有限責任組合への出 資)※1	—	83,591	—	—
その他有価証券のうち満期がある もの(社債)※2	—	—	50,000	—
合計	3,455,162	83,591	50,000	—

(※1) 無限責任社員の判断により運用期間が2年延長となる可能性があります。その場合においては償還時期は5年超10年以内となっております。

(※2) 期限前償還特約により償還された場合、償還時期は1年超5年以内となる可能性があります。

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,000,000	—	—	—	—	—
リース債務	7,288	7,366	4,686	3,285	—	—
合計	1,007,288	7,366	4,686	3,285	—	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	237円12銭
1株当たり当期純利益金額	49円95銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	48円55銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益(千円)	579,513
普通株式に係る当期純利益(千円)	579,513
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	11,601,309
当期純利益調整額(千円)	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 新株予約権	334,073
普通株式増加数(株)	334,073
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

(注) 当社は、平成24年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成24年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 Aetas株式会社

事業の内容 PC・オンラインゲーム情報サイト「4gamer.net」等の企画・運営

② 企業結合を行った主な理由

被取得企業が有するゲームユーザーに対する強力な情報発信力と、当社のデバッグノウハウとの融合により、当社グループの新たな事業展開の基盤としていくため。

③ 企業結合日

平成24年11月30日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価としてAetas株式会社の全株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年12月1日から平成25年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金及び預金	800,000千円
取得に直接要した費用	デューデリジェンス費用等	1,809千円
取得原価		801,809千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

528,412千円

② 発生原因

買収評価時に見込んだ将来収益を反映させた投資額が、取得した資産及び引き受けた負債の純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③ 償却の方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	298,900千円
固定資産	26,712千円
資産合計	325,612千円
流動負債	52,216千円
負債合計	52,216千円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	338,890千円
営業利益	24,077千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものとして影響の概算額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

貸 借 対 照 表

(平成25年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,061,697	流 動 負 債	1,921,825
現 金 及 び 預 金	1,823,421	短 期 借 入 金	1,000,000
受 取 手 形	42,969	リ ー ス 債 務	3,123
売 掛 金	1,037,027	未 払 金	120,522
た な 卸 資 産	3,915	未 払 費 用	405,708
前 渡 金	8,977	未 払 法 人 税 等	240,832
前 払 費 用	57,631	未 払 消 費 税 等	68,210
繰 延 税 金 資 産	53,967	前 受 金	12,781
そ の 他	35,026	預 り 金	42,316
貸 倒 引 当 金	△1,240	賞 与 引 当 金	27,021
固 定 資 産	1,714,351	そ の 他	1,309
有 形 固 定 資 産	220,328	固 定 負 債	6,820
建 物	115,969	リ ー ス 債 務	2,948
車 両 運 搬 具	5,220	資 産 除 去 債 務	3,871
工 具、器 具 及 び 備 品	98,038	負 債 合 計	1,928,645
リ ー ス 資 産	1,098	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	85,753	株 主 資 本	2,844,131
商 標 権	2,236	資 本 金	274,167
ソ フ ト ウ ェ ア	45,032	資 本 剰 余 金	234,166
リ ー ス 資 産	4,573	資 本 準 備 金	234,166
そ の 他	33,910	利 益 剰 余 金	2,335,797
投 資 そ の 他 の 資 産	1,408,269	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,335,797
投 資 有 価 証 券	183,846	繰 越 利 益 剰 余 金	2,335,797
関 係 会 社 株 式	1,129,372	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,272
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	13,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,272
長 期 前 払 費 用	10,437		
繰 延 税 金 資 産	57,907		
敷 金 及 び 保 証 金	150,361		
そ の 他	136		
投 資 損 失 引 当 金	△136,791	純 資 産 合 計	2,847,403
資 産 合 計	4,776,049	負 債 純 資 産 合 計	4,776,049

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,343,152
売 上 原 価	4,118,988
売 上 総 利 益	2,224,163
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,147,283
営 業 業 外 利 益	1,076,879
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	907
受 取 配 当 金	1,054
投 資 事 業 組 合 運 用 益	29
経 営 指 導 料	12,888
助 成 金 収 入	5,243
そ の 他	4,117
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,761
為 替 差 損	891
そ の 他	39
経 常 利 益	2,692
特 別 利 益	1,098,428
事 業 譲 渡 益	7,556
保 険 解 約 返 戻 金	22,183
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	1,275
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	136,791
税 引 前 当 期 純 利 益	138,066
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	990,101
法 人 税 等 調 整 額	422,595
当 期 純 利 益	△66,854
	355,741
	634,359

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	272,949	232,949	232,949	1,794,221	1,794,221	2,300,120
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 （新株予約権の行使）	1,217	1,217	1,217			2,435
剰 余 金 の 配 当				△92,784	△92,784	△92,784
当 期 純 利 益				634,359	634,359	634,359
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	1,217	1,217	1,217	541,575	541,575	544,011
当 期 末 残 高	274,167	234,166	234,166	2,335,797	2,335,797	2,844,131

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,444	△1,444	2,298,675
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 （新株予約権の行使）			2,435
剰 余 金 の 配 当			△92,784
当 期 純 利 益			634,359
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,717	4,717	4,717
当 期 変 動 額 合 計	4,717	4,717	548,728
当 期 末 残 高	3,272	3,272	2,847,403

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

取得原価によっております。

②子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

①仕掛品

原価法

②貯蔵品

先入先出法

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③投資損失引当金

子会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上してお

ります。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

仕掛品	3,573千円
貯蔵品	341千円
合計	3,915千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	195,098千円
建物	73,709千円
車両運搬具	474千円
工具、器具及び備品	119,616千円
リース資産	1,298千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	36,945千円
関係会社に対する短期金銭債務	7,225千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引(収入分)	19,263千円
営業取引(支出分)	56,053千円
営業取引以外の取引(収入分)	20,828千円
営業取引以外の取引(支出分)	399千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)	
未払事業税	23,046
貸倒引当金	214
賞与引当金	10,262
未払費用	7,175
資産除去債務	557
減価償却	572
一括償却資産	7,182
敷金及び保証金	6,013
投資損失引当金	48,752
その他	10,340
繰延税金資産合計	114,119
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△228
その他有価証券評価差額金	△1,812
その他	△203
繰延税金負債合計	△2,244
繰延税金資産の純額	111,875

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	0.5%
雇用促進税制に係る税額控除	△3.1%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.9%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社の名称	議決権の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	DIGITAL Hearts Korea Co., Ltd.	(所有) 直接 100.0	業務の委託 役員の兼任 経営指導	業務の委託	30,221	その他 (流動負債)	3,982
				経営指導料 の受取	4,212	その他 (流動資産)	4,212
	DIGITAL Hearts USA Inc.	(所有) 直接 100.0	業務の委託 及び受託 役員の兼任 経営指導	業務の受託	2,257	売掛金	—
				業務の委託	2,040	その他 (流動負債)	11
				経営指導料 の受取	3,702	その他 (流動資産)	2,505
				増資の引受	68,376	—	—
	DIGITAL Hearts (Thailand) Co., Ltd.	(所有) 直接 49.0	業務の委託 役員の兼任 経営指導	業務の委託	24,190	その他 (流動負債)	3,230
				経営指導料 の受取	1,605	その他 (流動資産)	1,605
	株式会社G & D	(所有) 直接 61.7	業務の受託 役員の兼任 資金の貸付	業務の受託	17,006	売掛金	7,484
				資金の貸付	50,000	その他 (流動資産)	20,000
	株式会社デジタルハ ーツ・ビジュアル	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 経営指導 資金の貸付 事業譲渡	経営指導料 の受取	3,368	その他 (流動資産)	1,118
				資金の貸付	13,000	関係会社 長期貸付金	13,000
				事業譲渡	7,556	—	—

- (注) 1. 業務委託料及び業務受託料につきましては、役務提供に対する費用等を総合的に勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。
2. 経営指導料につきましては、人件費等を勘案し、合理的に決定しております。
3. 増資の引受につきましては、当該子会社が実施した増資を当社が全額引き受けたものであります。
4. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案し、合理的に利率を決定しております。
5. 事業譲渡につきましては、3Dコンテンツ制作及び映像編集・加工サービス等の業務を譲渡したものであり、その譲渡対価は第三者機関等による算定結果を参考とし、当事者間の協議の上決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	245円09銭
1株当たり当期純利益金額	54円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	53円15銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益(千円)	634,359
普通株式に係る当期純利益(千円)	634,359
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	11,601,309
当期純利益調整額(千円)	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 新株予約権	334,073
普通株式増加数(株)	334,073
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

(注) 当社は、平成24年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成24年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

連結注記表の「9. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月15日

株式会社デジタルハーツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平井 清 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 清光 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルハーツの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルハーツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月15日

株式会社デジタルハーツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平井 清 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 清光 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルハーツの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月23日

株式会社デジタルハーツ 監査役会

常勤監査役	伊 達 将 英 ㊞
監 査 役（社外監査役）	寺 尾 幸 治 ㊞
監 査 役（社外監査役）	高 井 峰 雄 ㊞
監 査 役（社外監査役）	二 川 敏 文 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置づけ、連結ベースでの中期的な目標配当性向を20%とした上で、期間業績に応じた業績連動型の配当の実施を基本方針としております。

また、配当後の内部留保資金につきましては、既存事業のさらなる充実、新規事業への投資資金として有効活用し、持続的な業績の向上、株主資本利益率の維持・向上に努め、企業価値のさらなる増大を図ってまいります。

このような方針のもと、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円
配当総額 58,089,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月28日

第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当社は、平成25年10月1日を成立の日として、単独株式移転の方法により、完全親会社である株式会社ハーツユニテッドグループ（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、平成25年5月24日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆さまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

当社グループは、「Made in JapanからChecked by Japanへ」というスローガンのもと、国内外で増加傾向にある消費者視点からのユーザーデバッグ需要と多様化する顧客ニーズに対応したサービス展開に注力してまいりました。その過程において、韓国、米国およびタイ王国に子会社を設立し積極的に海外展開を推進するとともに、デバッグと関連する開発およびプロモーション等の工程における顧客ニーズの拡大に包括的に対応するため、開発アウトソーシング事業を展開する株式会社G&Dを設立し、メディア事業を営むAetas株式会社を子会社化するなど、グループを通じて複数のサービスを一貫してワンストップで提供できる体

制を構築し、着実にグループ規模およびその事業範囲を拡大してまいりました。

このような状況のもと、海外展開を加速させるとともに、新規事業を創造し、外部リソースとの親和的融合および投資効率を鑑みたスピード経営を図るためには、経営と執行の分離をより徹底させた経営体制の確立と、事業子会社における事業運営の集中により各事業の専門性をさらに高めていくことが必要不可欠であると判断し、純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

新たに設立される持株会社は、グループ全体の経営を行う統括会社として、新たなコーポレートガバナンス体制のもと、環境変化に対応した機動的かつダイナミックな経営判断により経営の機動性を向上させるとともに、効果的な経営資源の調達および配分を行うことでグループの経営効率を向上させ、グループ全体の永続的な成長を実現してまいります。

当社グループは、今後もデバッグサービスの提供事業を軸としつつ幅広いビジネス展開を積極的に推進することで、デジタル社会に必要な企業集団として企業価値の向上を図ってまいります。

2. 株式移転計画の内容の概要

次に掲げる「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

株式会社デジタルハーツ（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、(別紙1)「株式会社ハーツユナイテッドグループ定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「株式会社ハーツユナイテッドグループ」とし、英文では、「Hearts United Group Co.,Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都港区とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、38,400,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、(別紙1)「株式会社ハーツユナイテッドグループ定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

宮澤 栄一、松本 壮志、風間 啓哉

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

伊達 将英、寺尾 幸治 (社外監査役)、高井 峰雄 (社外監査役)、二川 敏文 (社外監査役)

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時 (以下「基準時」という。) の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主 (以下「割当対象株主」という。) に対し、その保有する甲の普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、割当対象株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割当てる。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

300,000,000円

(2) 資本準備金の額

300,000,000円

(3) 利益準備金の額

0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第5条 乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された、甲が発行している「株式会社デジタルハーツ第1回新株予約権」(その内容は(別紙2)のとおりであり、以下「甲第1回新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、その保有する甲第1回新株予約権に代わり、その保有する甲第1回新株予約権の総数と同数の乙の「株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回新株予約権」(その内容は(別紙3)のとおりであり、「乙第1回新株予約権」という。)を交付する。また、乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第1回新株予約権1個につき乙第1回新株予約権1個を割当てる。

2. 乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された、甲が発行している「株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権」（その内容は（別紙4）のとおりであり、以下「甲第2回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第2回新株予約権に代わり、その保有する甲第2回新株予約権の総数と同数の乙の「株式会社ハーツユナイテッドグループ第2回新株予約権」（その内容は（別紙5）のとおりであり、「乙第2回新株予約権」という。）を交付する。また、乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第2回新株予約権1個につき乙第2回新株予約権1個を割当てる。

（乙の成立の日）

第6条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成25年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

（本計画承認株主総会）

第7条 甲は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、手續の進行に応じ必要あるときは、甲は、株主総会の開催日を変更することができる。

（乙の上場証券取引所）

第8条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

（乙の株主名簿管理人）

第9条 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

（事情変更）

第10条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力の発生）

第11条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成25年 5 月24日

甲：東京都新宿区西新宿三丁目20番 2 号
株式会社デジタルハーツ
代表取締役社長 宮澤 栄一 ㊞

(別紙 1)

株式会社ハーツユナイテッドグループ 定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社ハーツユナイテッドグループと称し、英文では Hearts United Group Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 家庭用および業務用の製品（電子計算機、移動体端末、家電、アミューズメント機器等）に搭載もしくは、使用されるソフトウェアおよびハードウェア関連機器のデバッグ事業（品質検査業）
2. コンピュータによる情報処理事業
3. 国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業
4. 前各号に関連する機器およびソフトウェアの企画、開発、製造、販売、輸入、賃貸、設置およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング・サービスの提供
5. 前各号に関連する出版物の企画、製作、製造、輸入、販売
6. 前各号に関連する開発技術者の派遣
7. 前各号に関連する開発技術者および人材育成のための教育事業およびイベント等の企画運営
8. 前各号に関連する経営コンサルティング業
9. 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業
10. 一般労働者派遣事業
11. 有料職業紹介事業
12. 前各号に関連するソフトウェア・ハードウェアの使用に関するユーザーサポートの代行業務
13. その他商業全般

14. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、38,400,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

- 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任および解任)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」と総称する。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 当会社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

- 第46条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

- 第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

- 第48条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

- 第49条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

(最初の事業年度)

- 第1条 当会社の最初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(取締役および監査役の当初の報酬等)

- 第2条 第29条および第40条の規定にかかわらず、当会社成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役および監査役の報酬等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 取締役の報酬等の総額は、月額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与を含まないこととする。）とする。
- (2) 監査役の報酬等の総額は、月額200万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削る。

(別紙2) 株式会社デジタルハーツ第1回新株予約権

株式会社デジタルハーツ第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社デジタルハーツ第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株当たり金14円

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \\ \text{払込金額} & \quad \text{払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}} \right) \\ & \quad \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」、「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役の任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

(3) その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株につき7円

ただし、払込金額が調整された場合は調整後の払込金額の2分の1を超えない額とする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

(1) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(2) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り捨てる。

(4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

(5) 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

10. 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に

定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

(別紙3) 株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回新株予約権

株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

なお、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおける株式会社デジタルハーツ（以下「デジタルハーツ」という。）又は当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおけるデジタルハーツ又は当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整をすることができる。

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株当たり金14円

平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおけるデジタルハーツ又は新株予約権割当後における当社が株式分割または株式併合をする場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

払込金額 払込金額

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までにおけるデジタルハーツ又は当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は会社分割を行う場合等の調整については、必要最小限かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額を調整するものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役の任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

(3) その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

(1) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(2) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り捨てる。

- (4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

- (5) 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

(別紙4) 株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権

株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

3. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1株当たり金192円

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}} \right)$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年11月1日から平成26年10月31日まで

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の譲渡および質入は、これを認めないものとする。

(3) その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株につき96円

ただし、払込金額が調整された場合は調整後の払込金額の2分の1を超えない額とする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

(1) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(2) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り捨てる。

- (4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

- (5) 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

(別紙5) 株式会社ハーツユナイテッドグループ第2回新株予約権

株式会社ハーツユナイテッドグループ第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ハーツユナイテッドグループ第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

なお、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおける株式会社デジタルハーツ（以下「デジタルハーツ」という。）又は当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおけるデジタルハーツ又は当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、本新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整をすることができる。

3. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株当たり金192円

平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までにおけるデジタルハーツ又は新株予約権発行後における当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} \text{調整後払込金額} &= \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までにおけるデジタルハーツ又は当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は会社分割を行う場合等の調整については、必要最小限かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額を調整するものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月1日から平成26年10月31日まで

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の譲渡および質入は、これを認めないものとする。

(3) その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

(1) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(2) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り捨てる。

(4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

(5) 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

以 上

3. 会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有する当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

また、持株会社の資本金および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的および規模ならびに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当社の新株予約権者に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権とほぼ同一の内容のものであり、相当であると判断しております。

また、本株式移転におきましては、当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株が割当てられることから、当社の新株予約権者に対して、その有する新株予約権1個につき持株会社の新株予約権1個を割当てるとは、相当であると判断しております。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 持株会社の取締役となる者に関する事項

持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式数 (2)割当てられる 持株会社の株式数
みや ざわ えい いち 宮 澤 栄 一 (昭和47年7月19日生)	平成13年4月 当社設立 代表取締役社長 平成18年5月 当社 代表取締役社長兼CEO 平成22年4月 当社 代表取締役社長 CEO(現任)	(1) 5,780,000株 (2) 5,780,000株
まつ もと たけ し 松 本 壮 志 (昭和55年6月17日生)	平成15年4月 株式会社ワールドインテック入社 平成16年4月 同社 福岡営業所 所長 兼 FC事業本部 西日本事業統括部 課長 平成17年1月 同社 FC事業本部 事業統括室長 平成18年4月 同社 FC統括部門 事業企画室長 平成20年12月 株式会社システムリサーチ入社 同社 経営企画担当執行役員 平成21年7月 同社 取締役経営企画本部長 平成22年11月 同社 代表取締役社長(現任) 平成24年6月 当社 経営戦略室長(現任)	(1) 一株 (2) 一株
かざ ま けい や 風 間 啓 哉 (昭和50年9月24日生)	平成13年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ) 入所 平成17年6月 公認会計士登録(現任) 平成19年7月 小谷野公認会計士事務所入所 平成22年4月 税理士登録(現任) 当社 入社 平成22年11月 当社 管理本部 副本部長 平成23年4月 当社 管理本部長 平成24年4月 当社 執行役員 財務経理本部長(現任)	(1) 一株 (2) 一株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

7. 持株会社の監査役となる者に関する事項

持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式数 (2)割当てられる 持株会社の株式数
だ て まさ ひで 伊 達 将 英 (昭和46年10月20日生)	平成8年9月 海文堂出版株式会社入社 平成14年4月 当社 入社 平成15年4月 当社 管理部経理課長 平成17年7月 当社 常勤監査役(現任)	(1) 12,000株 (2) 12,000株
てら お こう じ 寺 尾 幸 治 (昭和38年8月7日生)	昭和63年4月 住友不動産株式会社入社 平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 植草・大野法律事務所(現みなと協和法律 事務所) 入所(現任) 平成17年7月 当社 監査役(現任)	(1) 2,400株 (2) 2,400株
たか い みね お 高 井 峰 雄 (昭和22年1月18日生)	昭和45年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京U F J 銀行) 入行 平成9年6月 同行 検査部検査役 平成10年10月 オークマ株式会社(出向) 平成12年4月 オークマヨーロッパ 副社長 平成12年8月 オークマ株式会社(転籍) 平成19年6月 当社 常勤監査役 平成21年10月 当社 監査役(現任)	(1) 一株 (2) 一株
に みわ とし ふみ 二 川 敏 文 (昭和23年3月4日生)	昭和41年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京 UFJ銀行) 入行 平成11年12月 日本信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀 行株式会社) 入社 平成15年4月 三菱UFJトラストビジネス株式会社 入社 平成20年6月 当社 監査役(現任)	(1) 一株 (2) 一株

- (注)1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 監査役候補者寺尾幸治氏、高井峰雄氏および二川敏文氏は社外監査役候補者であります。
3. 寺尾幸治氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を持株会社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。
4. 高井峰雄氏および二川敏文氏の両氏につきましては、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を持株会社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 持株会社は、各氏の選任が承認された場合、寺尾幸治氏、高井峰雄氏および二川敏文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。
6. 当社は、寺尾幸治氏、高井峰雄氏および二川敏文氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、持株会社が設立され、各氏が就任した場合には、持株会社は、各氏を独立役員として指定する予定であります。

8. 持株会社の補欠取締役となる者に関する事項

持株会社の補欠取締役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式数 (2)割当てられる 持株会社の株式数
こ の りょう 河 野 亮 (昭和52年3月19日生)	平成13年11月 当社 入社 平成17年7月 当社 名古屋営業所長 平成18年6月 当社 秋葉原営業所長 平成18年10月 当社 人材戦略部長 平成19年4月 当社 デバッグ事業本部 副本部長 平成19年7月 当社 デバッグ事業本部 副本部長兼 業務部長 平成20年4月 当社 執行役員 デバッグ事業本部長 平成21年4月 当社 執行役員 デバッグ事業本部長兼 人材戦略部長 平成21年10月 当社 デバッグ事業本部長兼人材戦略部長 平成22年4月 当社 社長室長 平成23年4月 当社 Fuguai.com事業本部長 平成23年6月 当社 取締役 Fuguai.com事業本部長 兼 コンシューマゲーム事業本部・アミューズメント事業本部・デジタルソリューション事業本部管掌 平成23年12月 DIGITAL Hearts(Thailand)Co.,Ltd. 社長 (現任) 平成24年4月 当社 常務取締役 ゲームコンテンツ事業本部・アミューズメント事業本部・ビジネスソリューション事業本部管掌(現任)	(1) 12,000株 (2) 12,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

9. 持株会社の会計監査人に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	有限責任 あずさ監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿革	昭和60年7月 平成5年10月 平成16年1月 平成22年7月	監査法人朝日新和会計社設立 井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。 あずさ監査法人（平成15年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。 有限責任監査法人に移行し、法人名を有限責任 あずさ監査法人とする。
概要 （平成25年3月31日現在）	出資金：3,000,000,000円 構成人員： 公認会計士 2,966名（うち代表社員31名、社員517名） 会計士補 27名 会計士試験合格者 1,110名 専門員 590名（特定社員34名） その他職員 571名 合計 5,264名 関与会社数：3,349社	

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	宮 澤 栄 一 (昭和47年7月19日生)	平成13年4月 当社設立 代表取締役社長 平成18年5月 当社 代表取締役社長兼CEO 平成22年4月 当社 代表取締役社長 CEO(現任)	5,780,000株
2	河 野 亮 (昭和52年3月19日生)	平成13年11月 当社 入社 平成17年7月 当社 名古屋営業所長 平成18年6月 当社 秋葉原営業所長 平成18年10月 当社 人材戦略部長 平成19年4月 当社 デバッグ事業本部 副本部長 平成19年7月 当社 デバッグ事業本部 副本部長兼 業務部長 平成20年4月 当社 執行役員 デバッグ事業本部長 平成21年4月 当社 執行役員 デバッグ事業本部長兼 人材戦略部長 平成21年10月 当社 デバッグ事業本部長兼人材戦略部長 平成22年4月 当社 社長室長 平成23年4月 当社 Fuguai.com事業本部長 平成23年6月 当社 取締役 Fuguai.com事業本部長 兼 コンシューマゲーム事業本部・アミュー ズメント事業本部・デジタルソリューシ ョン事業本部管掌 平成23年12月 DIGITAL Hearts(Thailand)Co.,Ltd. 社 長 (現任) 平成24年4月 当社 常務取締役 ゲームコンテンツ事業 本部・アミューズメント事業本部・ビジ ネスソリューション事業本部管掌(現任)	12,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	川 口 兼 一 郎 (昭和53年6月22日生)	平成13年4月 当社 入社 営業部主任 平成15年10月 当社 営業部課長 平成17年4月 当社 営業部統括部長兼大阪営業所長 平成17年7月 当社 取締役 営業部統括部長 平成19年4月 当社 取締役 デバッグ事業本部長兼C00 平成20年4月 当社 専務取締役 C00 平成20年10月 当社 専務取締役 C00 デバッグ事業本部 管掌 平成22年4月 当社取締役 営業本部・海外事業本部 管掌 平成23年4月 当社 取締役 コンシューマゲーム事業本 部・アミューズメント事業本部・デジタ ルソリューション事業本部管掌 平成23年6月 当社 取締役 社長室管掌(現任)	240,000株
4	若 狭 泰 之 (昭和51年3月15日生)	平成13年4月 当社 入社 デバッグ部長 平成15年10月 当社 業務部統括部長 平成17年7月 当社 取締役 業務部統括部長 平成19年4月 当社 取締役 新規事業開発部長 平成20年4月 当社 取締役 CTO 平成20年10月 当社 取締役 CTO 情報システム室管掌 平成22年4月 当社 取締役 業務本部管掌 平成23年4月 当社 取締役 3D事業本部・Fuguai.com 事業本部管掌 平成23年6月 当社 取締役(現任) 平成23年12月 DIGITAL Hearts(Thailand)Co.,Ltd. 取 締 役(現任)	120,000株
5	村 兼 躍 (昭和40年10月13日生)	平成元年4月 国際証券株式会社(現 三菱UFJモルガ ン・スタンレー証券株式会社)入社 平成8年11月 Kokusai Europe Ltd(出向) 平成12年8月 クレディ スイス ファースト ボストン証 券会社東京支店(現 クレディ・スイス証 券株式会社)入社 同社 株式営業本部ヴァイスプレジデント 平成18年4月 同社 株式営業本部ディレクター 平成19年4月 同社 コーポレートブランニング部長 平成21年7月 当社 入社 平成21年10月 当社 管理本部副本部長 平成22年4月 当社 営業本部長 平成23年4月 当社 3D事業本部長 平成23年6月 当社 取締役 3D事業本部管掌 平成24年5月 株式会社デジタルハーツ・ビジュアル代 表取締役社長(現任) 平成24年6月 当社 取締役(現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	たい ひら 平 ひろ 寛 ひと 仁 (昭和49年9月17日生)	平成13年11月 当社 入社 平成17年7月 当社 業務本部名古屋営業所業務部長 平成18年6月 当社 業務本部名古屋営業所長 平成21年4月 当社 デバッグ事業本部業務部長 平成22年4月 当社 業務本部長兼業務部長 平成23年4月 当社 アミューズメント事業本部長 平成24年4月 当社 執行役員アミューズメント事業本部長 平成24年6月 当社 取締役 事業推進室管掌(現任)	8,400株
7	かさ ま しんいちろう 笠 間 信一郎 (昭和33年12月12日生)	昭和58年4月 グラフテック株式会社入社 平成4年7月 Graphtec Europe GmbH社長(出向) 平成13年9月 同社 海外事業本部海外営業部長 平成13年12月 株式会社タイトー入社 平成16年10月 同社 ON!AIR事業本部長 平成17年6月 同社 取締役 平成19年4月 同社 執行役員 平成21年10月 当社 入社 当社 デバッグ事業本部海外事業部長 平成22年4月 当社 海外事業本部長兼ロサンゼルス営業所長 平成23年4月 当社 デジタルソリューション事業本部長 平成24年3月 株式会社G&D代表取締役社長(現任) 平成24年4月 当社 社長室長 平成24年6月 当社 取締役(現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	やま ちと じゅん 山 本 純 (昭和35年6月27日生)	昭和60年1月 加賀電子株式会社入社 TAXAN CORPORATION (出向) 同社 セールスマーケティングマネージャー 昭和63年4月 同社 コンシューマ部門・ゼネラルマネージャー 平成2年1月 ASUKA TECHNOLOGY, INC. 副社長 平成3年1月 ATLUS USA (SOFTWARE)., INC. CEO兼社長 平成5年6月 株式会社アトラス取締役 平成10年4月 ATLUS DREAM ENTERTAINMENT, INC. CEO兼社長 平成15年4月 株式会社アトラス取締役コンシューマ事業本部長 平成16年4月 株式会社スクウェア・エニックス入社 平成16年6月 SQUARE ENIX, LTD. CEO兼社長 平成19年4月 株式会社スクウェア・エニックスコーポレート・エグゼクティブ SQUARE ENIX, INC. CEO兼社長 平成21年10月 株式会社スクウェア・エニックスホールディングス常務執行役員 平成23年10月 DIGITAL Hearts USA Inc. 社 長 CEO(現任) 平成24年6月 当社 取締役(現任)	一株
9	かざ ま けい や ※風 間 啓 哉 (昭和50年9月24日生)	平成13年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成17年6月 公認会計士登録(現任) 平成19年7月 小谷野公認会計士事務所入所 平成22年4月 税理士登録(現任) 当社 入社 平成22年11月 当社 管理本部 副本部長 平成23年4月 当社 管理本部長 平成24年4月 当社 執行役員 財務経理本部長(現任)	一株

(注)1. ※の候補者は新任候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

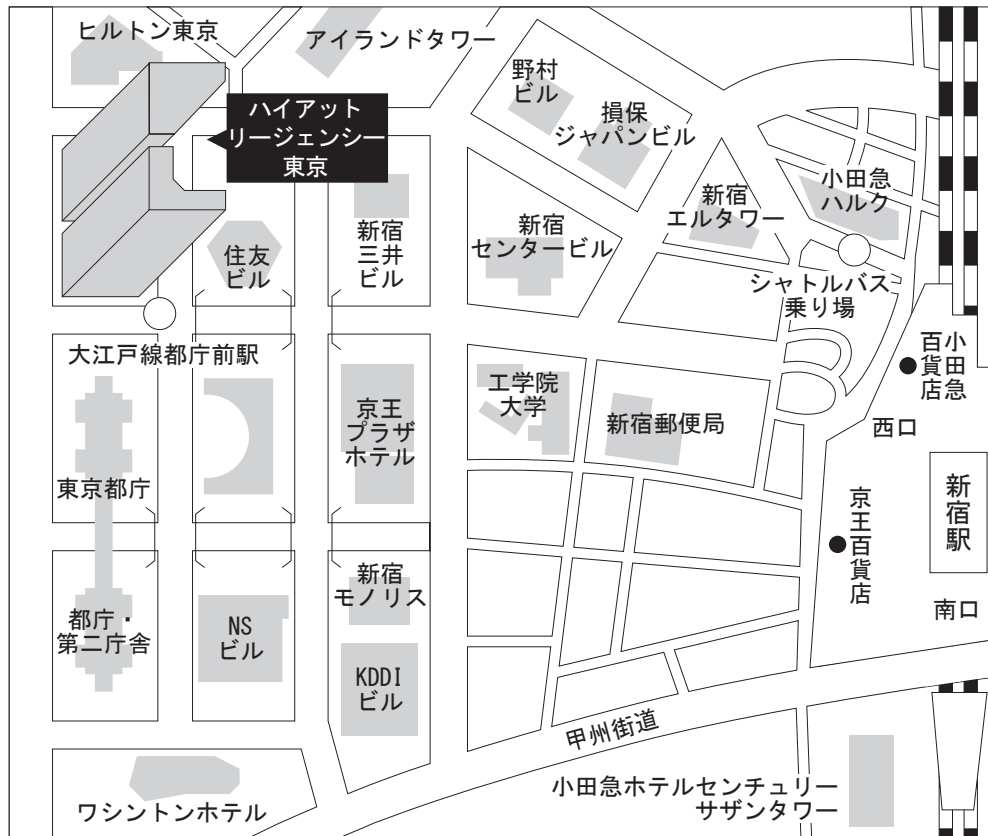
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場	東京都新宿区西新宿2丁目7番2号 ハイアットリージェンシー東京 地下1階「天平」
----	--



■徒歩での経路

- ・新宿駅西口より徒歩約9分・地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口に直結
- ・地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分

■お車での経路

- ・首都高速新宿出入口より約5分

■無料送迎シャトルバス

- ・新宿駅西口小田急ハルク前よりホテルまで20分間隔で運行